

社援発0928第4号
平成23年9月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律等の一部の施行について（通知）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）については、平成22年11月17日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同年12月3日に可決成立し、同月10日に公布されたところである。

この法律の一部の規定について、「平成24年4月1日までの間において政令で定める日」から施行されることとされていたところであるが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成23年政令第295号。別添1参照。）が本年9月22日に公布され、その施行期日が平成24年4月1日（一部は平成23年10月1日）とされたところである。また、平成23年10月1日から施行される内容について、関係する政令、省令及び告示が同年9月22日に公布されたところである。

整備法の改正の趣旨については、平成22年12月10日付け社援発1210第4号当職通知「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布及び一部の施行について（通知）」においてお示ししたところであるが、このうち、平成23年10月1日施行に係る主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 整備法の内容（「平成24年4月1日までの間において政令で定める日」から施行される部分に限る。）

第1 障害者自立支援法の一部改正関係

(1) 利用者負担の見直し

ア 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を利用した場合の負担については、当該支給決定障害者等の家計の負担能力に応じたものとするを原則とすることとしたこと。また、自立支援医療費及び補装具費の支給について、同様の見直しを行うこととしたこと。

イ 障害福祉サービス及び介護保険法に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の負担の合計額が著しく高額である場合には、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給することとしたこと。

(2) 相談支援の充実

地方公共団体は、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができることとしたこと。

(3) 地域における自立した生活のための支援の充実

ア 共同生活援助又は共同生活介護を利用する支給決定障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して必要と認める者について、特定障害者特別給付費を支給することとしたこと。

イ 障害福祉サービスについて、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与する「同行援護」を創設することとしたこと。

(4) その他

ア 成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げすること。

イ 指定事業者等の指定の欠格事由の見直し、業務管理体制の整備その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正関係

都道府県は、夜間又は休日において精神障害の救急医療を必要とする精神障害者等からの相談に応ずる等、地域の実情に応じた体制の整備をはかる施設の管理者、精神保健指定医等に対し、必要な協力を求めることができることとしたこと。

第3 その他

第1及び第2に掲げるもののほか、関係法律について所要の改正を行うこととしたこと。

第二 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の

一部の施行期日を定める政令の内容

第一に掲げる事項の施行期日について、平成 24 年 4 月 1 日とすることとしたこと。ただし、第一の第 1 (3) に掲げる事項については平成 23 年 10 月 1 日とすることとしたこと。

第三 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 23 年政令第 296 号。別添 1 参照。)の内容

第 1 障害者自立法施行令の一部改正関係

(1) 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

特定障害者特別給付費の支給の対象となる障害福祉サービスに共同生活介護、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものを加えるとともに、これらのサービスを行う指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けた特定障害者に対し、共同生活住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額（その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額）を支給することとしたこと。（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 21 条の 2 及び第 21 条の 3 関係）

(2) 同行援護の創設関係

同行援護について、国及び都道府県が負担する障害福祉サービス費等負担対象額算定に当たっては、居宅介護や行動援護と同様、障害者等の障害程度区分等を勘案して厚生労働大臣が定める基準にサービスを受けた人数を乗じて算定した額に限ることとしたこと。（令第 44 条第 3 項関係）

(3) その他

上記に加え、条項ずれの修正等所要の改正を行うこととしたこと。

第 2 児童福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行令の一部改正関係

やむを得ない理由により、市町村が行う措置の対象となる障害福祉サービスに同行援護を追加することとしたこと。（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 26 条第 1 項及び身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 18 条関係）

第 3 その他関係政令の一部改正関係

消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）その他関係政令につき、整備法の施行に伴い必要となる条項ずれの修正等所要の改正を行うこととしたこと。

第四 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 116 号。別添 2 参照。）の内容

第1 障害者自立支援法施行規則の一部改正関係

(1) 同行援護の創設関係

ア 同行援護として供与される厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助とすることとしたこと。（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第1条の4関係）

イ 整備法による改正後の法第5条第10項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに同行援護を追加することとしたこと。（規則第6条の3関係）

ウ 法第23条に規定する厚生労働省令で定める期間に係る規定に同行援護に係る規定を追加することとしたこと。（規則第15条第1項第1号関係）

エ 指定障害者福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。オにおいて同じ。）の指定の申請方法に係る規定に同行援護に係る規定を追加することとしたこと。（規則第34条の7第1項関係）

オ 指定障害者福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等に係る規定に同行援護に係る規定を追加することとしたこと。（規則第34条の23第1項第1号関係）

(2) 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

ア 特定障害者特別給付費の支給対象となる共同生活介護、共同生活援助又は改正後の令第21条の2に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者は、令第17条第1項第4号に掲げる者に該当するものとする事としたこと。（規則第34条の2関係）

イ 令第21条の2に規定する厚生労働省令で定めるもの（第三の第1(1)）は、重度障害者等包括支援とすることとしたこと。（規則第34条の2の2関係）

ウ 共同生活介護、共同生活援助又は改正後の令第21条の2に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者は、特定障害者特別給付費の支給の申請に当たり、受給者証等に加え、入居している共同生活住居に係る居住に要する費用の額を証する書類（家賃の額を証する書類）を添付するものとする事としたこと。（規則第34条の3第2項関係）

第2 介護給付費等の請求に関する省令の一部改正関係

同行援護の創設及び特定障害者特別給付費の対象拡大に伴い、介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）に規定する介護給付費・訓練等給付費明細書の様式等の一部改正を行うこととしたこと。

第3 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正関係

(1) 同行援護の創設関係

ア 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に

応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならないものとする事としたこと。(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)第4条関係)

イ 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業の従業員の員数、管理者等に係る基準については、指定居宅介護事業者に係る基準を準用するものとする事としたこと。(基準省令第7条、第8条第2項、第43条第2項及び第48条第2項関係)

ウ 指定重度障害者等包括支援事業者が、従業者に、その同居の家族である利用者に対して提供をさせてはならない障害福祉サービスとして同行援護を追加することとしたこと。(基準省令第132条第2項関係)

エ 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例に係る規定に、同行援護に係る規定を追加することとしたこと。(基準省令附則第18条の2第1項関係)

(2) 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

指定共同生活介護事業者又は指定共同生活援助事業者が支給決定障害者から受けることができる居住に要する費用について、特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者又は指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る居住に要する費用の額から当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とするものとしたこと。(基準省令第143条第3項第2号及び第213条関係)

第4 介護保険法施行規則の一部改正関係

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の厚生労働省令で定める実務の経験に係る規定に同行援護に係る規定を追加することとしたこと。(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第113条の2第3号ロ関係)

第5 その他関係省令の一部改正関係

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)その他の関係省令につき、整備法の一部の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

第五 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省・国土交通省令第3号。別添2参照。)の内容

整備法の一部の施行に伴い、条項ずれの改正を行うこととしたこと。

第六 整備法の一部の施行に伴う告示改正等(別添2参照)の内容

第1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第331号）

同行援護に係る報酬については、居宅介護における通院等介助と同様に設定することとしたこと。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の一部改正関係）

第2 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第333号）

同行援護に係る国庫負担基準については、9,890単位（ただし、共同生活介護サービス費を算定される者及び経過的居宅介護利用型共同生活介護費を算定される者については2,700単位）とすることとしたこと。（厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成18年厚生労働省告示第530号）の一部改正関係）

第3 障害者自立支援法施行令第21条の3第1項第2号の規定に基づき共同生活住居費の基準額として厚生労働大臣が定める費用の額を定める件（平成23年厚生労働省告示第354号）

令第21条の3第1項第2号の規定に基づき共同生活住居費の基準額として厚生労働大臣が定める費用の額は1万円とすることとしたこと。

第4 その他

第1から第3までに掲げるもののほか、以下の厚生労働省告示について、整備法の一部の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

- ① 国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和55年厚生労働省告示第4号）
- ② 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）
- ③ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）
- ④ 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）
- ⑤ 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）
- ⑥ 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成18年厚生労働省告示第531号）
- ⑦ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）
- ⑧ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- ⑨ 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）
- ⑩ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等

に関する指針（平成 18 年厚生労働省告示第 545 号）

- ⑪ 厚生労働大臣が定める要件（平成 18 年厚生労働省告示第 546 号）
- ⑫ 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 547 号）
- ⑬ 厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）
- ⑭ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成 18 年厚生労働省告示第 550 号）
- ⑮ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）
- ⑯ 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成 18 年厚生労働省告示第 552 号）
- ⑰ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成 18 年厚生労働省告示第 553 号）
- ⑱ 厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）
- ⑲ 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 557 号）
- ⑳ 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成 18 年厚生労働省告示第 572 号）
- ㉑ 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成 19 年厚生労働省告示第 133 号）
- ㉒ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年厚生労働省告示第 176 号）
- ㉓ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成 21 年厚生労働省告示第 177 号）
- ㉔ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 21 年厚生労働省告示第 178 号）
- ㉕ 障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成 22 年厚生労働省告示第 177 号）

第七 施行に当たっての留意事項

同行援護について、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する身体介護を伴わない場合については、障害程度区分を勘案せずに支給決定を受けることが可能であること。詳細については事務連絡等において追ってお示しする予定であること。

本号で公布された 法令のあらまし

◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二九五号)(厚生労働省)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「法」という)附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年四月一日とすることとした。ただし、法第二条中障害者自立支援法(平成一七年法律第二三三)第五条、第十九条第三項、第二十八条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条第一項の改正規定並びに同法附則第一条第三号、第一八条第一項、第三九条、第五六条第一項、第八一条第一項及び第八五条第二項の改正規定、法第四中児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第二六条第一項第二号、第二六条第三の二第一項ただし書及び第六三條の四の改正規定並びに法第六中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一二三号)第四九条第一項の改正規定(第五五条第一七項)を「第五五条第一八項」に改める部分に限る。並びに法附則第四〇条、第四三條、第四六條、第四八條、第五〇条、第五三條、第五七條、第六二條、第六四條、第六七條及び第七〇條の規定の施行期日は、平成二十三年一月一日とすることとした。

◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第二九六号)(厚生労働省)

一 障害者自立支援法施行令の一部改正関係
 1 特定障害者特別給付費の支給に関する事項
 福祉サービスに、共同生活介護、共同生活

援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものを追加することとした。(第二一条の二関係)
 (二) 特定障害者特別給付費の支給(第二一条の三関係)

(1) 指定障害者支援施設等から特定入所等サービスを受けた特定障害者に対して支給する特定障害者特別給付費の額は、指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とすることとした。

(2) 指定障害者サービス事業者から特定入所等サービスを受けた特定障害者に対して支給する特定障害者特別給付費の額は、共同生活居住における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)とすることとした。

2 障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担に関する事項
 障害福祉サービス費等負担対象額のうち、各市町村の支弁する介護給付費等同行援護に係るものも含むこととした。(第四四條第三項関係)

二 児童福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行令の一部改正関係
 やむを得ない事由により市町村が行う措置の対象となる障害福祉サービスに同行援護を追加することとした。(児童福祉法施行令第二六条第一項及び身体障害者福祉法施行令第一八條第三項の政令は、平成二十三年一月一日から施行することとした。

政 令

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 藤村 修

政令第二九六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「法」という)附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。ただし、法第二条中障害者自立支援法(平成一七年法律第二三三)第五条、第十九条第三項、第二十八条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条第一項の改正規定並びに同法附則第一条第三号、第一八条第一項、第三九条、第五六条第一項、第八一条第一項及び第八五条第二項の改正規定、法第四中児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第二六条第一項第二号、第二六条第三の二第一項ただし書及び第六三條の四の改正規定並びに法第六中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二三三)第四九条第一項の改正規定(第五五条第一七項)を「第五五条第一八項」に改める部分に限る。並びに法附則第四十

三条、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十三條、第五十七條、第六十二條、第六十四條、第六十七條及び第七十條の規定の施行期日は、平成二十三年十月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 藤村 修
 総務大臣 川端 達夫
 財務大臣 安住 淳
 厚生労働大臣 小宮山洋子
 国土交通大臣 前田 武志

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 藤村 修

政令第二九七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法(平成一七年法律第二三三)第三十四條第一項及び第二項並びに第九十四條第一項第一号並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第二十一條の六並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法(平成一七年法律第二三三)第三十四條第一項及び第二項並びに第九十四條第一項第一号並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第二十一條の六並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(障害者自立支援法施行令の一部改正)
 第一条 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「第五五條第十八項」を「第五五條第十九項」に改める。
 第十四條中「第五五條第十七項第二号」を「第五五條第十八項第二号」に、「の規定又は」を「又は」に改める。